



News 3月号 News 3月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人／飯島 一郎 今月編集者／小川 朋子

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆個人事業税について☆

一般的に個人事業税については、あまり知られていない税金です。

法人は、利益に対して地方税として法人事業税を納付しています。

同じように個人事業主も、所得税・住民税の他に地方税として個人事業税が課税になります。

個人確定申告書を元に県税事務所が計算し、夏頃に納付案内書が郵送されてきます。

個人事業税は、事業主控除が290万円あり、290万円以下の場合には納付する必要はありません。

また営業期間が1年未満の場合は、290万円を営業期間(月)で割った額が控除額になります。

その他青色申告者の損失の繰越や事業用資産を譲渡したために生じた譲渡損失も控除されます。

そのため、支払ったことがない方も多くいる税金です。

個人事業税の税率は、業種によって変わります。

○第1種事業 37業種 (税率：5%)

物品販売業	運送業	料理店業
飲食店業	保険業	倉庫業
不動産売買業	駐車場業	物品貸付業
請負業	製造業	印刷業
旅館業	広告業	写真業

○第2種事業 3業種 (税率：4%)

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

○第3種事業 30業種 (税率：5%)

医業	税理士業	社会保険労務士業
司法書士業	行政書士業	デザイン業
歯科技工士業	美容業	コンサルタント業
印刷製版業	理容業	クリーニング業

第3種事業 (税率：3%)

あんま	柔道整復	指圧又はマッサージ
はり	きゅう	装蹄師業

上記は、一部抜粋になります。

特殊な業種のみ3%~4%の税率となっていますが、多くの業種は5%の税率となっています。

個人事業税は経費になりますので、領収書を紛失しないようお願い致します。

ご不明な点は、担当者までお問い合わせください。

☆コラム (飯島のつぶやき) ☆

Facebook

よく皆様に、「飯島さんのアップしている写真は、酒か食い物だな」と言われます。

そんなことないですよ。研修に行ったり、旅行や出張に行った時の画像もあげていますが、よくよく考えると9割はお酒とその時に一緒に食べたものを好んでアップしていました。

でもそれには理由があります。本当に美味しいと感じた時、幸せを感じるんです。

旨い酒と美味しい料理、言うことないじゃないですか！私の残りの人生を考えると、量は少なくてもいいから本当に美味しいものを食べたいって思うんです。

もちろん、値段ではありません。あまりきれいではないお店でも、チェーン店であっても構いません。

感動するほど旨い酒、美味しい料理に出会えた時は、ものすごく嬉しくて、自慢したくて、思わずFacebookに掲げてしまいます。

また、いい笑顔をするときって、美味しいものを食べているときですよ。最高の笑顔になります。だから、仲の良い人達と一緒に食事に行きたいんです。

一昨年よりワインにハマったのもそれが理由の一つです。今年も美味しい食材に合うお酒を追求していきます。そのために今月から、日本酒の勉強を始めことにしました。

お会いしたときは、旨い酒、美味しい料理、お店の情報を交換していきましょう！

クレジットカード納付

昨年より税金の支払いがクレジットカードでできるようになりました。私も法人を含めなるべくポイントの高いクレジットカード会社を選び利用しています。

しかし、納税額も例えば消費税となるとかなりの額になります。そうするとすぐに限度額いっぱいになります。その場合はカード会社に連絡してその月だけの限度額の増額申請をします。

これで一安心。国税、地方税どちらも使えますよ！

今月の一言

『学んだことは、誰にも奪われない』

これ、AUのコマーシャルです。鬼の親子の会話であったものです。

学び、つまり知識はものすごい財産であり、それは頭のなかにあるものだから誰にも奪われたりしないんです。

だから、どんなに苦労しても自分のものにしましょう。一生の財産になりますよ。